



京都・東九条CANフォーラム ニュースレター第10号

2013年1月13日 010

この号の内容

1. 第4回CANフォーラム総会
2. 連続学習会第1回「多文化共生社会の実現に向けて浜松市の事例から学べること」
3. 東九条夏祭り・東九条マダン
4. 第44回人権交流京都市研究集会予告
5. 「多文化推進条例」第2回連続学習会予告

東九条名物シリーズ 農楽（プンムル）その2

プンムルの楽器はもともと、神を呼びいれ、雑鬼を追い出すための楽器であったため、人々の精神をたかぶらせる呪術的な機能を持っているといわれています。また、自然との関係は深く、主な楽器である、ケンガリ・チン・チャンゴ・プツは自然に関する音や形を表しています。



ケンガリの音は空に轟くような雷を表す小さいドラ。甲高く鋭い音はまさしく雷の音に類似しています。全体を指揮し、音や動きなどにメリハリをつけるリード楽器の役割。

CANフォーラムの第4回総会が開かれました

2012年9月9日、京都・東九条CANフォーラムの第4回総会が京都市地域・多文化共生ネットワークサロンで開催され、多くの会員の方々にお集まり頂きました。冒頭に朴実代表より昨年来取り組んだ「多文化共生推進センター」と「多文化共生推進室」の設置を求める活動を振り返りつつ、まだまだ多くの地域の声になっていない現実を克服し、更に運動を進めて行こうという挨拶がおこなわれました。

続いて、金周萬事務局長より2011年度活動報告・2012年度活動方針案、2011年度会計報告・2012年度収支計画案が併せて提案され、会員の皆様の賛同を得ました。

2011年度活動報告では、次の内容の確認をしています。第1に「（仮称）多文化共生推進センター」設立及び「多文化共生推進室」設置の提言活動です。2011年春から開始した賛同署名集めは、多くの個人・団体の賛同を得て、同年10月京都市に提出されています。これを受けて京都市副市長・総務局長等との協議の場が持たれましたが、現時点では具体的に検討する段階ではないという雰囲気でした。まだまだ地元からの声を強めていく必要を感じています。

第2に、「京都市地域・多文化共生ネットワーク事業」への協力です。2011年7月開設された京都市地域・多文化共生ネットワークサロンの機能に期待するとともに、その趣旨実現のため主体的に運営委員会へ関わることを確認しています。

第3に、東九条エリアマネジメント準備委員会への関わりです。東九条では、従来の隣保事業の終了、あるいは住環境整備事業の最終段階等大きな曲がり角に差し掛かっています。こうした状況を受けて2012年には、永年東九条地域で地域活動を続けてきた「東九条改善委員会」より新しい「まちづくり」のためのエリアマネジメント準備委員会の提案があり、ともに学習会やワークショップにとりくんできました。

第4に、地域でのネットワーク作りのために「東九条春まつり」や東九条マダンへの参加、あるいは吉祥院や北芝のフィールドワーク、更には第43回人権交流京都市研究集会の第2分科会主管など少ないメンバーで多くの活動を展開してきました。（2頁へ続く→）

- 個人会員 1口 1,000円
何口でも結構です
- 団体会員 1口 5,000円
何口でも結構です

- 賛助会員 いくらでも結構です
活動に使わせていただきます
- 特別会員 会費負担なし
どんどん活動に参加してください

ご協力を頂いたみなさま、引き続き会費納入にご協力ください。この活動は皆様の支援に支えられ行われています。

振り込口座：ゆうちょ銀行 00910-7-216594 口座名義：キョウト・ヒガシクジヨウキャンフォーラム



朴実代表

「多文化共生推進センター」設置を求める活動を振り返りつつ、まだまだ多くの地域の声になっていない現実を克服し、更に運動を進めて行こう

(→1頁より)

2012年度活動方針では、下記の確認がなされています。

第1に、「(仮称)多文化共生推進センター」設立に向けた活動の継続です。京都市との話し合いで明らかなように、この構想実現のため地域住民の理解、多くの活動団体の声、世論形成等が必要です。そのための活動に力を集中していきます。

第2に、「京都市地域・多文化共生ネットワーク事業」へ更に主体的に協力し、登録している多くの団体とのネットワークを作っていきます

第3に、東九条エリアマネジメント準備委員会への関わりを本年度も継続し、他地域のまちづくりに学びながら具体的プランを提案できる力量をつけ、新しい「まちづくり」の実現に向かっていきます。

第4に、上記3方針の実現に向け、且つ担保するものとして「多文化共生推進条例」に関する連続学習会開催の提案がなされています。現在いくつかの地方自治体において「多文化共生推進条例」が制定されています。しかし実態はどのようなものなのでしょうか。条例があることで、何が変わって何が変わっていないのでしょうか。京都でも可能なのでしょうか。こうした疑問を解消し、私たちの活動に活かすべく連続学習会を開催していきます。上記のような内容で総会は終了しました。

多文化共生社会の実現に向けて

浜松市の事例から学べること

静岡大学情報社会学科 准教授 金明美



金周萬 事務局長

2012年度活動方針は第1に「多文化共生推進センター」設立に向けた活動の継続、第2に「京都市地域・多文化共生ネットワーク事業」へ更に主体的に協力し、登録している多くの団体とのネットワークを構築、第3に東九条エリアマネジメント準備委員会への関わりを継続、第4に、上記3方針の実現に向け、且つ担保するものとして「多文化共生推進条例」をめざし、連続学習会の開催などが柱となっている

総会終了後、第2部として「多文化共生推進条例」に関する連続学習会の第1回目が静岡大学金明美先生をお迎えして開催されました。

学習会第1回目は、静岡大学金明美先生による「多文化共生社会の実現に向けて～浜松市の事例から学べること～」をテーマとした報告から開始されました。静岡県では2008年に「多文化共生推進基本条例」が制定されています。この流れを作ったのが、「多文化共生先進地」と言われる浜松市行政の動きでした。浜松市には大手製造業が集中しており、多くの外国人労働者取分けブラジル日系人が派遣や請負として働いています。また、一方これら外国人労働者への支援の輪も広がってきており、NPO等による支援の先進地とも言われています。

では、支援の輪はどこまで機能しているのか？また、支援の輪が広がる中で課題は何か？今回の学習会に於いて金先生から、浜松市での参加型フィールドワークを通して分析してきた内容を報告して頂きました。

冒頭、金先生から参加型フィールドワークを通して導かれる結論の概略が提起されました。第1に支援の輪は、日本語教育を中心に広がっており、旧町役場等を利用した「学習支援センター」設置など支援を行う公的な場も整備され、行政主導の支援の拡大や箱もの作りは充実している現実があること。第2に、その一方で支援の現場を支える支援団体間の連携が弱い現状。第3に、地域住民の中からボランティアは育っているが「日本人」「外国人」の二分法の克服には至っていないこと、が報告されました。(3頁へ続く→)

浜松市の多文化共生施策の現状

では「多文化共生先進地」としての浜松市はどのような経過をたどってきたのでしょうか。ご存じのように、現在各地の地方自治における「多文化共生推進基本条例」制定あるいは「国際化推進プラン」策定の動きが加速されたのは、2006年3月総務省から「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」が出されてからといえます。

この報告の中で国は、「多文化共生」の内容をニューカマー対策と明確に位置付けました。その一方では、オールドカマーが抱えてきた問題の解決や、「日本」の中の民族的文化的多様性あるいは「日本人」概念を開く議論がなされませんでした。この流れの中で実現したのが、国への提言を毎年続けてきた「外国人集住都市会議」に参加する会員都市が多く、多文化共生推進の土壌がすでにあった静岡県の「多文化共生推進基本条例」だったといえます。そしてその主力を担ったのが浜松市でした。

1980年代、浜松市の大企業には、イラン人や南アジア系の外国人労働者が導入されていましたが、1990年代には改正入管法による「定住者」資格新設により南米からの日系人が増加を始めました。2000年代に入ると在日コリアンの人数を南米日系人の数が上回り、現在は南米日系人居住数が全国一となっている。また2000年代の派遣法改悪に伴う間接雇用のできる職種を増やす動きと一体となって増加してきた特徴があること。すなわち浜松市の大企業は、外国人派遣労働者や請負労働者によって支えられている現状があるといえます。しかし大企業は24時間操業の為、派遣や請負の業者が借り上げるアパートと工場間の往復だけの現実が周りの住民からすると顔の見えない不気味さを生み出していたとのことでした。

一方こうした現状を踏まえて、1990年代から外国人労働者支援の市民運動が開始されてきました。また行政も動き始めました。ニューカマーの多い地域の国際交流協会における、外国人対応職員の配置やパンフレットの配布。川崎市の外国人市民会議の設置と国の要求にこたえる施策への転換。外国人集住都市会議からの総務省へのアプローチ。多文化コーディネーター資格の新設等々。

浜松市では、外国人児童への日本語教育を教育委員会が実施していましたが、外国人担当教員の数が足りず外国人支援助成金の交付により市民団体を組み入れてきた現実があります。2007年にはこれらの施策を推進してきた前市長が交代し、新市長は「多文化共生センター」を市町村合併により余った旧庁舎に設置するなど施策の継続をしている。当然これら「多文化共生センター」は遠隔地にあり当事者に不便を強いたが、一方地域住民に外国人を意識化させるという積極面も出てきた。こうした実践により、現在外国人児童の無就学をなくす訪問活動が開始されている。また無国籍や登録のない児童の発見活動、言葉支援等が行われている。これらは厚労省の「雇用促進事業」予算（単年度会計）を活用するなど、浜松市は国の定住外国人施策＝ニューカマー対策をうまくキャッチして活用してきた。しかし浜松市の国の定住外国人施策に合わず動きは、末端を担う市民運動が置いていかれる現実ももたらしている。

(4頁へ続く→)



金 明美 准教授

静岡大学情報学部情報社会学科、研究テーマは文化人類学、日韓比較社会文化論、ナショナリズムとローカリズム
著書「サッカーからみる日韓のナショナリティとローカリティー地域スポーツ実践の場への文化人類学的アプローチ」

京都のようなオールドカマーが多い地域での条例制定時の内容については別の観点も必要になってゆくだろう。ニューカマーのことに取り組んでいる人にはオールドカマーのことは解らず。その逆も言える。今両方のことが分かる金明美さんは非常に稀有な存在といえる



会場の「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」には40人余りが参加し、報告の後、経済自立、教育問題、オールドカマーとの関係（外国人市民会議に参加）、民族概念など活発な質疑応答がなされた

(→ 3 頁より)

浜松市の新しい動きが始まった

浜松市の外国人登録者数

2012-11-1

国籍	人数
ブラジル	11,558
中国	2,945
フィリピン	2,993
ペルー	1,910
韓国	1,337
ベトナム	1,077
インドネシア	655
その他	1,614
総数	24,089
浜松市総人口	816,484
外国籍比率	2.95%
京都市登録数	41,200
京都市総人口	1,473,947
外国籍比率	2.79%

京都市と比較して、浜松市の外国人登録者の比率が特に多いわけではない。

公益財団法人浜松国際交流協会 (HICE) の事業



HICE の運営する浜松市多文化共生センターでは、仕事について、入国・在留手続き、労働条件、メンタルヘルス相談、ブラジル教育事情などを多言語相談により、ワンストップ窓口相談を行っています。

現在浜松市では、新しい動きが始まっています。リーマンショックを契機として一部の外国人労働者やその家族が帰国した現状はありますが、それでも多くの外国人が在住しています。この現状に併せ浜松市は、新しく「多文化共生審議会」を設置しています。この審議会は、オール浜松の様相を呈し、商工会議所や大企業の代表、行政・警察機関、自治会連合会など13機関で構成されています。この中で浜松市は、リーマンショック以降の外国人対策のモデルケースを作ろうとしており、これはこれから導入される外国人労働者対策に繋がるものと思われます。すなわち浜松市は、リーマンショックを契機にして多文化共生先進地として売り出しを図っています。2012年10月には、韓国やヨーロッパの定住外国人の多い都市を招へいしての「多文化共生都市サミット」が開催されます。またこれに併せ言葉教育支援を担ってきた教育委員会と外国人施策の窓口である国際課の洗い直し作業が始まっています。

こうした浜松市の動き＝施策をNPO等の市民運動体は、例えば「多文化共生センター」での「学習支援センター」設置等が自分たちの支援活動に繋がったとして評価する面もあります。しかし本当に外国人が暮らしやすい国・地域になったのだろうかという視点もあります。

浜松市での支援の実態・当事者の動き

現在浜松市では、国際交流協会の職員が社団法人を立ち上げて、南米日系人高齢者の介護問題に取り組みだしたケースがある。また、「在住外国人サミット」が当事者や支援団体により開催されなど、日本人と外国人が対等な関係を築く事例もある。またサミットに併せワーキンググループ討論が行われ、女性や当事者が市民運動としての活動を始めている。就学児童の親たちはブラジルの良いイメージ＝サッカー等を地域に提案するなど、下から交流していこうという人々がいるのは救いである。

しかしその一方、浜松市は支援しすぎである、という当事者の声もある。派遣切等の現実にはたいし生活保護等金銭面の支援に終始し、当事者の社会的自立に繋がっていないという批判である。

現在浜松市では、外国人児童への就学前教育が充実している。幼稚園等では、午前は日本語での集団教育、午後は母国語教育、として小学校にスムーズに移行できるようにしている。小学校で取り出し教育をせず済み、注目されている。しかしそれはかつてオールドカマーがさらされた同化主義につながらないかという問題点も抱えている。故にオールドカマーの歴史性を踏まえたニューカマーへのアドバイスが必要ではないか。

フィールドワークでは、自治会への聞き取り調査も行ったが、外国人問題を自分たちの課題として取り組んでいる地域は少数だった。国と連携し国際化都市として売り出してきた浜松市からして地域での外国人受け入れはスムーズではないのが現状です。(5頁へ続く→)

(→4頁より)

では条例化とは

では条例化の問題をどう考えるのか。どこの地域にも行政の枠組みだけではない、多くの人々の連携を可能にする地域資源、多文化共生資源があります。浜松市にもあるし、東九条にもあると思う。またその中から条例を作りたいという思いが出ていると思う。しかし浜松市のトップダウン形式の経過を見て欲しい。また、静岡県多文化共生推進基本条例の文言にしても「努めるものとする」「行うものとする」と表現され、出来なかったときの予防線になっています。本当に条例化をしたいと思うならば、かなり研究してかからないといけません。また、行政と対決するのではなく、共に研究するという姿勢が必要と思うし、そのことをとおして行政を変えていけると思います。(小林)

2012年CANフォーラム地域活動

東九条多文化交流夏まつり、東九条マダン報告

8月25日に第23回夏まつりは岩本児童公園で東九条改善対策委員会が主催し、ネットワークサロンの登録団体が協力して開催された。

公園の中央にやぐらが生まれ、周りに10ほどの出店(焼きそば・チヂミ・かき氷・串焼き・ビール他)、子育て支援コーナー「ヨーヨー、うちわ作り、魚つり、お話コーナー」、が配置され。5時から開始、店から煙と共に美味しいにおいが広まり、やぐらから和太鼓の演奏が始まった、6時半からフラダンス、7時から盆踊り(江州音頭・炭坑節)、8時半にこども花火でフィナーレになった、昔ながらの夏の風景があった。

CANフォーラムは夏まつりには名物のスジ串焼き店で初めての参加、10kgのスジ肉(串300本)を完売した。公園周辺の4ヶ町(東岩本町、南岩本町、北河原町、南河原町)は1965年に比べ人口が5分の1、世帯数は3分の1に減っていた。

11月3日(土)に第20回東九条マダンが陶化小学校跡地で開催された。東九条マダンは民族や国籍の違い、性別、年齢差、障害の有無などの違いを超えて、あらゆる人々が集い、共に創り、共に楽しむ「ひろば」です。

9時55分、ケンガリ(小鉦)、チン(銅鑼)、チャンゴ(杖鼓)、プソ(太鼓)、ソゴ(小鼓)、テピョンソ(ラッパ)を鳴らしながら農楽パレード隊入場から始まり、16時45分の閉会宣言まで、舞台では、挨拶、くす玉わり、凌風中学校吹奏楽部の演奏、サムルのたまご、京都朝鮮初等学校の舞踊とカヤグム、崇仁御囃子会、大プンムル、京都国際学園の三面・五面太鼓、一般参加のノレ、大サムルノリ、京都国際学園の扇の舞い、マダン劇、シムル(韓国式相撲)、和太鼓とサムルノリの競演、PUSHIMの舞台と続いた。広場の周りに店が並び、美術班のタル(仮面)、韓紙の体験、プンムル班楽器体験、車椅子体験や展示コーナーでは作品展等が開かれていた。企画班の「東九条の樹」展では「樹」を通して九条の暮らし・文化・歴史が語られていた。

CANフォーラムは名物のスジ串焼きの店を出した、スジ肉25Kg(700串)を2時に完売し、後の時間と場所を使って、東九条まちづくりのワークショップの番外編の展示と説明をした。(6頁へ続く→)



浜松市は、子どもから大人まで、総合的な学習支援を充実するための場所として、「外国人学習支援センター」を開設しています。



夏祭りで好評を得たCAN名物「すじ串焼き」の出店



マダンの開始を告げる農学パレード隊(深謝無断使用)



またまた「すじ串焼き」です。洛南教会のメンバーも多数応援に来てくれました。感謝!



事務局からのお知らせ

「多文化共生推進条例」に関する連続学習会の第2回を開催します。

「滋賀県湖南市の事例から学ぶ」

2012年3月に滋賀県湖南市で「湖南市多文化共生社会の推進に関する条例」が施行されました。湖南市は外国人登録数2,315人ですが、人口比率では4.2%と滋賀県で最も高くなっています。

当日は湖南市の外国籍居住者の現状、その支援の現状（国際協会の活動）、湖南市多文化共生推進プランについて、多文化社会推進条例について、今後の課題（母語教室など）についてお話をさせていただきます。

また、今回から連続学習会にネットワークサロンから協賛としてご協力をいただくことになりました。

講師：田嶋 純

湖南市国際協会事務局長

日時：2013年3月16日（土）

14:00～16:00

会場：京都市地域・多文化交流ネットワークサロン

京都・東九条 CAN フォーラム

〒601-8013 京都市南区東九条南河原町3

075-204-7900

<http://higashikujoforum.jimdo.com/>

E-mail/higashikujoforum@gmail.com

（→5頁より続き）

展示コーナーでは東本願寺の「植民地下日本が残したハンセン病隔離政策」というタイトルでパネル展示と説明があった。写真パネルには神社、監禁室、検死室（解剖室、断種室、霊安室等）、火葬場、納骨堂があった。国立小鹿慈恵病院（ソロクチャヘイビョンウォン）は未感染児保育所があり、距離において親が風下、子供が風上で月1回面会した。日本では生まれる前にすべてホルマリンに浸けられ保管された。日本でも人権問題や冤罪問題（菊池事件）があるが、植民地下ではもっとひどかったもよう。「どうして東本願寺が」と質問したら、「戦時下、国の政策に協力した反省です」と答えが返ってきた。（北澤）

第44回人権交流京都市研究集会在開催されます

今年の京研集会在が2013年2月16日（土）に開催されます。今年もCANフォーラムは第2分科会「多文化共生のまちづくり」を主管することになりました。

現在、ほとんどの政令指定都市や地方自治体で国際化推進プラン策定や多文化共生推進条例の制定が実現してきています。これらの制定は、1989年の入国管理および難民認定法の改正（日系人の受け入れ緩和と在留資格の整理管理強化）後に増加してきたニューカマーが、受け入れ準備もないままに、地域社会に放り込まれたことによる社会問題の噴出を契機に、遅ればせながら2006年総務省から「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」が出されてからといえます。

それらは本当に地域に根づいているのか。何が出来て、何が出来ていないのか。70年近く日本社会で生き抜いてきたオールドカマーが積み上げてきた歴史から現在に生かされるべきことは何か。

2008年策定の「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」はどこまで進捗しており、現時点での課題は何か。

以上のテーマに沿い、大阪・滋賀地域の実践報告をコリアNGOセンター金光敏事務局長が行います。また第2部では、小澤巨立命館大教授をコーディネーターに、京都市国際化推進室糟谷室長とCANの朴実代表もメンバーも加わりパネルディスカッションが展開されます。